

令和 7 年度

秋田地方最低賃金審議会

第 1 回秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会

議事次第及び資料項目

令和 7 年 8 月 20 日 (水曜日)
秋田合同庁舎 第 2 会議室 (5 階)

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 特別小委員会委員長及び委員長代理の選出について
 - (2) 「既設 4 特定最低賃金」の改正の必要性の有無に関する参考人意見聴取について
 - (3) 「既設 4 特定最低賃金」の改正の必要性の有無について
 - (4) その他

資 料

- 1 令和 7 年度秋田地方最低賃金審議会「秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会」委員名簿
- 2 秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会運営要領
- 3 秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書
- 4 全国の特定最低賃金決定状況 (秋田県で決定されている特定最低賃金)

令和7年度 秋田地方最低賃金審議会
秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会委員名簿

*50音順

区分	氏名	現職
公益代表	伊藤 慎一 いとう しんいち	秋田大学未来研究統括機構 教授
	嵯峨 宏 さが ひろし	弁護士
	堀井 潤 ほりい じゅん	特定社会保険労務士
労働者代表	後藤 正文 ごとう まさふみ	JAM秋田 事務局長
	曾我 章生 そが あやいき	連合秋田 事務局長
	新関 直人 にいぜき なおと	UAゼンセン 秋田県支部長
使用者代表	小野 秀人 おの ひでと	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
	境田 未希 さかいだ みき	(株)境田商事 取締役
	時田 祐司 ときた ゆうじ	時田電機工業(株) 代表取締役社長

秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金 に関する特別小委員会運営要領

(昭和 62 年 4 月 14 日審議会決定)

(平成 元 年 5 月 15 日 一部改正)

(平成 6 年 5 月 12 日 一部改正)

(平成 20 年 7 月 7 日 一部改正)

- 1 秋田地方最低賃金審議会運営規程第 3 条の規定に基づき、「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会」（以下「特別小委員会」という。）を設ける。
- 2 特別小委員会は、秋田地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議決に基づき、最低賃金法第 15 条による特定最低賃金の決定等の必要性の有無について、調査審議を行うものとする。
- 3 特別小委員会は、公益を代表する委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各 3 人をもって構成する。
各委員は、審議会の議決により会長が指名する。
- 4 (1) 公益を代表する委員のうち一人は、委員の互選により特別小委員長となり、会議を招集する。
(2) 特別小委員長に事故あるときは、あらかじめ上記（1）の例により互選されたものが特別小委員長の職務を代理する。
- 5 特別小委員会において委員が発言する場合には、特別小委員長の許可を得るものとする。
- 6 特別小委員会において調査審議した事項については、その結果を速やかに審議会に報告するものとする。
- 7 委員が欠席する場合は、その旨を事前に特別小委員長に報告するものとする。
- 8 この要領に定めのないものについては、特別小委員長が必要に応じ本小委員会に諮ったうえ定めるものとする。

付 則

この運営要領は昭和 62 年 4 月 14 日から施行する。

この改正要領は平成 元 年 5 月 15 日から施行する。

この改正要領は平成 6 年 5 月 12 日から施行する。

この改正要領は平成 20 年 7 月 7 日から施行する。

秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書

- 1 特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより秋田県最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めたものについて設定することを基本としていることから、特定最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「特定最低賃金の決定等」という。)の申出者は、その意向表明後速やかに、次により関係労使当事者間で意思疎通を図るものとする。
 - (1) 意思疎通は、通知または話し合いで行うものとする。
 - (2) 関係労使当事者間の範囲は、労働協約締結当事者と当該特定最低賃金の決定等を行おうとする産業に直接関係する秋田県内の労使団体とする。
- 2 特定最低賃金の決定等の必要性審議は、「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会」において審議するものとする。
- 3 特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されており、労働組合員以外の労働者にもその適用が及ぶなど団体交渉の補完的な役割も果たしていることから、特定最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議においても可能な限り全会一致に向けて努力するものとする。
- 4 特定最低賃金が設定されている産業の使用者団体及び労働組合は、特定最低賃金の決定等がなされたときは、周知・履行確保を図るため、それぞれの広報誌等に掲載する等の方法により積極的に周知・履行確保に努めるものとする。
- 5 関係労使とも労働協約ケースによる申出について努力するものとする。
- 6 適用労働者数の要件については、「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」(平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承)で、「原則として1,000人程度を基準とする」とされているが、「秋田県非鉄金属製鍊・精製業最低賃金」については、将来性を勘案し「900人以上」をもって要件とする。
- 7 秋田地方最低賃金審議会の事務局は、特定最低賃金の決定等の意向表明がなされたときは、秋田地方最低賃金審議会委員及び意向表明を行った申出者に書面で適用労働者数を通知するものとする。

平成15年7月4日施行
平成29年7月5日一部改正

全国の特定最低賃金(産業別)最低賃金決定状況(秋田県特定最低賃金関係)

非鉄金属製造業関係最低賃金決定状況

令和7年3月31日現在

都道府県名	時間額	発効日
秋田	1,011	令和6年12月25日
福島	996	令和7年1月4日
埼玉	1,098	令和6年12月1日
神奈川	821	平成22年12月20日
富山	781	平成27年12月26日
静岡	1,057	令和6年12月21日
三重	1,033	令和6年12月21日
大阪	993	令和3年12月1日
山口	1,116	令和6年12月15日
大分	1,053	令和6年12月25日

*神奈川、富山、大阪は、地域別最低賃金が適用

電気機械器具等製造業関係最低賃金決定状況

令和7年3月31日現在

都道府県名	時間額	発効日
北海道	1,049	令和6年12月1日
青森	968	令和6年12月21日
岩手	975	令和7年1月22日
宮城	1,012	令和6年12月15日
秋田	958	令和6年12月25日
山形	996	令和6年12月25日
福島	880	令和4年12月30日
茨城	1,052	令和6年12月31日
栃木	1,056	令和6年12月31日
群馬	1,056	令和6年12月28日
埼玉	1,105	令和6年12月1日
千葉	1,105	令和6年12月25日
東京	829	平成22年12月31日
神奈川	890	平成27年3月1日
新潟	1,005	令和5年12月27日
富山	1,002	令和6年12月26日
石川	1,008	令和6年12月31日
福井	857	令和元年12月24日
山梨	1,047	令和6年12月27日
長野	1,032	令和7年1月1日
岐阜	965	令和5年12月21日
静岡	1,042	令和6年12月21日
愛知	901	平成30年12月16日
三重	1,031	令和6年12月21日
滋賀	1,050	令和6年12月31日
京都	1,074	令和7年1月19日
大阪	1,127	令和6年12月1日
兵庫	1,053	令和6年12月1日
奈良	891	令和3年12月29日
鳥取	963	令和6年12月19日
島根	987	令和6年12月27日
岡山	1,025	令和6年12月25日
広島	1,045	令和6年12月31日
山口	1,032	令和6年12月15日
徳島	1,038	令和6年12月21日
香川	1,030	令和6年12月15日
愛媛	1,038	令和6年12月25日
高知	793	令和元年12月29日
福岡	1,071	令和6年12月10日
佐賀	996	令和6年12月19日
長崎	864	令和3年12月29日
熊本	996	令和6年12月15日
大分	996	令和6年12月25日
宮崎	831	令和3年12月24日
鹿児島	842	令和3年12月17日

*福島、東京、神奈川、新潟、福井、岐阜、愛知、奈良、高知、長崎、宮崎、鹿児島は、地域別最低賃金が適用

全国の特定最低賃金(産業別)最低賃金決定状況(秋田県特定最低賃金関係)

自動車製造業関係最低賃金決定状況

令和7年3月31日現在

都道府県名	時間額	発効日
秋田	1,020	令和6年12月25日
山形	1,012	令和6年12月25日
福島	1,005	令和6年12月21日
栃木	1,064	令和6年12月31日
群馬	1,056	令和6年12月28日
埼玉	1,102	令和6年12月1日
東京	838	平成24年2月18日
神奈川	855	平成25年3月1日
富山	1,035	令和6年12月27日
石川	1,040	令和6年12月31日
山梨	1,029	令和7年1月3日
岐阜	1,057	令和6年12月21日
静岡	1,073	令和6年12月21日
愛知	1,081	令和6年12月16日
三重	1,047	令和6年12月21日
滋賀	1,062	令和6年12月31日
京都	1,076	令和7年1月19日
大阪	1,119	令和6年12月1日
兵庫	1,126	令和6年12月1日
島根	1,028	令和6年11月30日
岡山	1,039	令和6年12月29日
広島	1,048	令和6年12月31日
山口	1,088	令和6年12月15日
福岡	1,081	令和6年12月10日
熊本	1,019	令和6年12月15日
大分	997	令和6年12月25日

※東京、神奈川は、地域最低賃金が適用

自動車小売業関係最低賃金決定状況

令和7年3月31日現在

都道府県名	時間額	発効日
青森	963	令和6年12月21日
岩手	1,004	令和7年1月22日
宮城	1,036	令和6年12月15日
秋田	980	令和6年12月25日
福島	1,020	令和6年12月29日
埼玉	1,089	令和6年12月1日
千葉	922	平成30年12月25日
神奈川	842	平成23年12月21日
新潟	1,015	令和6年12月8日
富山	769	平成23年1月20日
愛知	943	令和2年12月16日
京都	939	令和4年1月26日
大阪	993	令和3年12月1日
兵庫	963	令和4年12月1日
奈良	892	令和3年12月29日
島根	1,000	令和6年12月5日
広島	1,038	令和7年2月21日
福岡	1,066	令和6年12月10日
大分	991	令和6年12月25日
宮崎	927	令和5年12月20日
鹿児島	986	令和6年12月21日
沖縄	770	平成30年11月18日

※千葉、神奈川、富山、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良、宮崎、沖縄は、地域最低賃金が適用